

ポーランド週報

(2023年2月9日～2023年2月15日)

令和5年(2023年)2月17日

H E A D L I N E S

政治

最高裁判所法改正案、大統領は署名せず憲法法院へ審査付託
「同盟」所属議員の党籍剥奪・離党
国家選挙局長インタビュー記事
モラヴィエツキ首相の欧州理事会臨時首脳会合出席
ウクライナ戦車乗員の訓練
モラヴィエツキ首相とクリステション・スウェーデン首相との会談
バイデン大統領のポーランド訪問(続報)
ドゥダ大統領とストルテンベルグNATO事務総長との会談
ドゥダ大統領とチャプトヴァー・スロバキア大統領及びナウセーダ・リトアニア大統領とのオンライン会談
ラウ外相とラスムセン・デンマーク外相との会談
ポーランドのEU法違反について、欧州委員は欧州司法裁判所の手続きを開始

治安等

ベラルーシとの一部国境を閉鎖
「国際ロマンス詐欺」に関する注意喚起

経済

2023年1月インフレ率17.2%増
2022年第4四半期実質経済成長率0.3%増
2050年までにワルシャワに5つの地下鉄を計画
ポーランド東部で天然ガス鉱床を発見
EUのメタン排出削減によるポーランドの鉱山閉鎖
ポーランド国営電力会社、洋上風力の共同プロジェクトに前向き
「ポーランドにおける外国人留学生2023」の開催

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ
「たびレジ」への登録のお願い
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
マイナンバーカード取得のお願い
年金受給者の現況届提出について
有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて
大使館広報文化センター開館時間
文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000

<http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 FAX 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

政治

内政

最高裁判所法改正案、大統領は署名せず憲法法廷へ審査付託【10日】

10日、ドゥダ大統領は、議会を通過した最高裁判所法改正案に署名せず、憲法法廷の審査に付すと発表した。同改正案は、欧州復興基金支払いのためにポーランドが満たさなければならない条件(いわゆる「マイル・ストーン」)とされていたが、憲法法廷で判決が下るまでには時間がかかると思われるため、本年秋の議会選挙までに基金が支払われる可能性が低くなったとみられている。なお、同大統領は、「同改正案を憲法法廷の審査に付す決定を下したとしても、ポーランドへの欧州復興基金支払いに遅延が生じることはない。なぜなら、ほかの法案も採択されなければならないのであり(注:陸上風車を設置する際の他の建物からの距離制限を定める、いわゆる「距離法」などもマイル・ストーンの一部であり、未だ議会で審議されている途中)、他方、憲法法廷が重要な事案について迅速かつ決定的な判決を下すことができることは、その歴史において既に証明されている。」と述べた。しかし、憲法法廷内部でも、プシウエンスカ長官の任命手続や在任期間に関する法解釈などを巡り対立が続いており、憲法法廷判事が全員揃っていつ同大統領の要請に取り組むのかはわからない。同改正案に反対の立場を示していたジョブロ法相兼「連帯ポーランド」党首は、「大統領に署名を拒否するように訴えかけていたが、署名するよりは憲

法法廷の審査に付す方が確実に良い判断である。」と語った。

「同盟」所属議員の党籍剥奪・離党【10日・13日】

10日、「同盟」に属するジャンボル議員が公の場で同党に批判的なコメントをしたとして党籍を剥奪された。また、13日にはソシニヤシュ議員とクレシヤ議員も離党し、議会グループ「リバタリアン」を設立すると発表した。これにより、議席を有する「同盟」議員12名のうち3名が同党を去ったことになる。

国家選挙局長インタビュー記事【14日】

14日、ジェニク・ガゼタ・ブラヴナ紙は、国家選挙委員会(PKW)に属する選挙実施機関である国家選挙局(KBW)のピエトシャク局長のインタビュー記事を掲載した。同局長は、「法と正義」(PiS)が議会に提出した選挙法改正案を施行するにはまだ遅くはないと述べた。同局長によれば、同改正案で想定されている投票所の増設は技術的な性質を持つ変更であり、KBWはこれに関連したロジスティクスの課題に対応しなければならないという。他方、同局長は、同改正案において特定の選挙区における議席数に修正が加えられなかったことを遺憾に思うと発言した。1年前、PKWは、人口統計に基づき、11の選挙区で定数を1名減らし、9の選挙区で1名増やすよう通達していた。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相の欧州理事会臨時首脳会合出席【9日～10日】

9日から10日にかけて、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルで開かれた欧州理事会臨時首脳会合に出席した。サミットの主賓はウクライナのゼレンスキー大統領で、会合の主な議題はロシアの侵略とその結果の文脈における欧州の安全保障であった。モラヴィエツキ首相も、ゼレンスキー大統領と会談を行った。同首相は、戦っているウクライナ国民に対する欧州の多面的な支援の必要性を強調した。会合では、経済やビジネス、移民に関連した問題についても議論された。

ウクライナ戦車乗員の訓練【13日】

13日、プワシュチャク副首相兼国防大臣は、ドゥダ大統領とともに、シフィエントシュフで実施されたウクライナの戦車乗員に対するレオパルト2戦車の訓練を視察し、「我々は、ウクライナにレオパルト2戦車を供与する国々の連合が出来るのをただ待っているわけではない。既にウクライナ兵に対する訓練を開始している。訓練に参加しているウクライナの戦車乗

員は、戦闘を経験しており、これまで旧ソ連製の戦車を使用していたが、西側の戦車は明確に優れている。ロシア帝国の拡大を防ぐためにウクライナ兵は勇敢に国を守っている。」と述べた。

モラヴィエツキ首相とクリステション・スウェーデン首相との会談【13日】

13日、モラヴィエツキ首相は、ストックホルムでクリスターソン・スウェーデン首相と会談した。両首相は、安全保障とウクライナへのさらなる支援について話し合った。スウェーデンとフィンランドは、ロシアがウクライナを攻撃した直後の2022年にNATOへの加盟を申請している。ポーランドは、NATO東方地域の強化につながり、ポーランドにさらなる安全をもたらすこととなる同盟の拡大を明確に支持している。モラヴィエツキ首相はまた、ポーランドとスウェーデンの協力は、インフラへの共同投資のおかげで、地域のさらなる発展のための絶好の機会であると強調した。

バイデン米大統領のポーランド訪問(続報)【15日】

15日、バイデン米大統領のポーランド訪問について、当地米国大使が滞在スケジュールの詳細を公開した。同大使によれば、バイデン大統領は2月20日夕刻、ポーランドに到着し、2月21日17時30分から、ワルシャワ旧王宮中庭において、ポーランド国民に向けた演説を行う。また、2月22日午後、ブカレスト・ナイン(B9)首脳会合に出席する。同会合へのゼレンスキー・ウクライナ大統領の参加は想定されていない。そのほか、日時不明なるも、ドゥダ大統領とのバイ会談と在ポーランド米国大使館員との懇談が入る予定である。なお、バイデン米大統領はワルシャワにのみ滞在する予定である。

ドゥダ大統領とストルテンベルグNATO事務総長との会談【15日】

15日、NATO本部において、ドゥダ大統領は、ストルテンベルグNATO事務総長と会談した。これは、今年7月にビリニウスで予定されているNATO首脳会合に関連するドゥダ大統領の外交政策の最初の動きである。ポーランドは、とりわけNATO東方における同盟国の連帯強化、スウェーデンとフィンランドの加盟プロセスの進展を含む、前回のNATO首脳会合からのコミットメントの実施の加速を期待している。

ドゥダ大統領とチャプトヴァー・スロバキア大統領及びナウセーダ・リトアニア大統領とのオンライン会談【15日】

15日、ドゥダ大統領は、ワルシャワで開催予定のブカレスト・ナイン(B9)首脳会合及びビリニウスで開催予定のNATO首脳会合について、チャプトヴァー・スロバキア大統領及びナウセーダ・リトアニア大統領と話し合った。スロバキアはB9の議長国であり、首脳たちは来週ワルシャワで会合する予定である。B9

会合には、バイデン米大統領とストルテンベルグNATO事務総長も出席する。会合の主なトピックは、7月のNATO首脳会合に関連してNATO東方を強化することである。

ラウ外相とラスムセン・デンマーク外相との会談【15日】

15日、ラウ外相は、ラスムセン・デンマーク外相とワルシャワにて会談した。会談の議題は、エネルギー安全保障や二国間関係を含む、東方政策と安全保障に関連する問題である。加えて、ロシアによるウクライナ侵略による政治的、軍事的、人道的側面における影響について話し合われた。

ポーランドのEU法違反について、欧州委員会は欧州司法裁判所の手続を開始【15日】

15日、欧州委員会は、ポーランドによるEU法違反に関する判断について、欧州司法裁判所(ECJ)の司法手続を開始した。同手続は、2021年にポーランドの憲法法廷が下した2つの判決(ECJが出した暫定命令の根拠となったEU条約上の規定を違憲とする判決及びポーランドの憲法はEU法に優越すると判断する判決)に端を発する。欧州委員会は、これらの判決はEUとの関係で独立性と公平性に深刻な疑問を呈するものであり、改善を求めてきたが、ポーランドは「欧州委員会の懸念に対応していない」として、本件をECJの判断にゆだねた。欧州委員会の同決定に対し、シンコフスキ=ヴェル=センクEU問題担当大臣は、「同決定は驚くべきことではなく、今後のECJでの手続において我々の主張を述べるができることとなる。」とし、ジョブロ法相は「同政策はポーランド国家に対する脅迫をエスカレートさせる。」と述べた。

治 安 等

ベラルーシとの一部国境を閉鎖【10日】

9日、カミンスキ内務・行政大臣は、国家安全保障上の重要な利益を理由に挙げ、2月10日から追って通知があるまでの間、ボブロヴニキ(Bobrowniki)に所在するベラルーシとの国境検問所を閉鎖すると発表した。なお、国境警備隊HPによると、現在、ベラルーシ国境に設置されている検問所のうち、クジニツァ(Kuźnica)、ポウオフツェ(Połowce)、スワヴァティチェ(Sławatycze)が一時的に閉鎖されているという。

「国際ロマンス詐欺」に関する注意喚起【14日】

14日、科学学術コンピューターネットワーク(NASK)は、インターネット上で知り合った外国人と親しい関係になり、交際を重ねた後に金銭を求められる「国際ロマンス詐欺」が横行していると警告した。当該メールには、一定額の支払いを行えば、「友好的に」問題を解決できるとして、受信者の心理につけ込もうとする内容が書かれているという。NASKは、こうした詐欺の被害に遭わないためには、インターネット上で相手のプロフィールなどを確認すること、対面での面談の可否を尋ねること、個人情報や相手に供与しないことなどを挙げている。

経 済

マクロ経済動向・統計

2023年1月インフレ率17.2%増【16日】

2023年1月のCPIは前年比17.2%増、2022年12月の16.6%増に続き、ポーランド統計局(GU

S)の推計によると、2022年1月のCPIは前年比17.2%増となった。アナリストは、このサイクルにおけるインフレ率のピークは2月で、18.5~19%程度、そ

の後数ヶ月はダイナミックに低下するが、年の大半は2桁台を維持すると推測している。
2022年第4四半期実質経済成長率0.3%増【16日】

GUSの暫定推計によると、2022年第4四半期のポーランドのGDPは実質(=恒常価格)成長率が前

年同期比0.3%にとどまり、2021年第1四半期以来の低水準となった。第3四半期と比較すると、GDPは2.4%減少した。名目では、ポーランドの2022年第4四半期のGDPは前年同期比2%増であった。

ポーランド産業動向

2050年までにワルシャワに5つの地下鉄を計画【13日】

13日、チヤスコフスキ・ワルシャワ市長は鉄道輸送のマスタープランを発表し、住民の半数以上が徒歩で最大15分以内に地下鉄を利用できるようにしたいと宣言した。2050年までにワルシャワには総

延長113km、103駅の地下鉄が敷設される(現在は42km、39駅)。3路線が新設され、ワルシャワの18地区のうち13地区を結び、トラムはそれを補うものとなる。しかし、この計画にはEUからの資金援助が必要であり、その確証はない。

エネルギー・環境

ポーランド東部で天然ガス鉱床を発見【14日】

14日、国営石油会社 PKN Orlen のCEOはTwitterで、ポーランド東部ルベルスキエ県のビウゴライ(Bitgoraj)付近で総量約5億立方メートルの天然ガス鉱床が発見されたと発表した。同CEOは、同社の国営石油・ガス会社 PGNiG との合併及び今回の鉱床発見により、天然ガスの国内年間需要の20%程度を国内生産で維持することが可能となり、鉱床の採掘能力は合計7億立方メートルに増加したと述べた。同社の専門家は、この鉱床は調査中のため、さらに大きくなる可能性があるとしている。

警告している。政府は、石炭鉱業はエネルギー危機の間、重要な分野であると考え、EUの討論において当該規制に反対している。こうした状況に対し、石炭会社 Jastrzębska Coal Company (JSW) は、メタン排出システムによるメタンの取り込みを50%以上に高め、このメタンのほとんどを電気と熱の生産に利用したいと考えている。JSWは、換気立坑からのメタン排出が未解決の問題であることを認め、ポーランド鉱業グループ (PGG) は、これに対処する効率的な技術がないことを確認している。

EUのメタン排出削減によるポーランドの鉱山閉鎖【15日】

欧州委員会は、EU諸国がメタン排出量を2020年から10年間で最低30%削減するよう、関連条例の作成に取り組んでいる。この規則は、石炭採掘にも適用され、鉱山は来年末までにガス燃焼による制御方法をやめなければならない。ポーランド鉱山労働組合の代表は、提案されたEU規制によってポーランドの鉱山の少なくとも3分の2が社会的合意で想定されていた時期よりも早く閉鎖されることになると

ポーランド国営電力会社、洋上風力の共同プロジェクトに前向き【15日】

国営電力会社PGEは、洋上風力発電プロジェクトの「様々なシナリオ」を分析しており、単独またはパートナーシップによるプロジェクトの実施に前向きであると発表した。同社は現在、バルト海における4つの洋上風力プロジェクトの設置許可手続きで最高点を獲得している。また、市場関係者は、ポーランドの企業は十分な経験がないため、プロジェクトの株式を外国企業に売却することになると推測している。

科学技術

「ポーランドにおける外国人留学生2023」の開催【10日】

毎年開催されている「ポーランドにおける留学生」会議について、今年は8日から10日にかけてビャウストクで開催され、200人以上の参加者が集まり、ウクライナ戦争の状況下での科学の国際化などについて議論された。同会議に出席したピョントコフスキ教育・科学副大臣は、約15,000人のウクライ

ナ避難民の学生が留学していて、ポーランドの大学は彼らに多大な支援を提供していると述べた。教育・科学省の資金援助プログラムにより、80以上の大学がウクライナ人学生を受け入れ、ウクライナの研究者も支援を受けた。同副大臣によると、ポーランドで学ぶ外国人留学生は85,000人を超え、この中で西欧諸国からの留学生は少なくなり、アジアやアフリカからの留学生も増えていると述べた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ド

イツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様が一歩NPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用

することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

【開催中】舞台芸術『コスモス』【2023年2月17日(金)及び18日(土)19時】

ヴロツワフ市にて、イェジ・グロトフスキ研究所、株式会社サイ、文化庁、Fundacja Pomosty主催『「コスモス」ー日本とポーランド、舞台芸術の国際共同制作』が開催されます。ポーランドの作家ヴィルト・ゴンブロヴィチによる小説『コスモス』(1965年)を元にした舞台で、日本人及びポーランド人パフォーマーが出演します。鑑賞は有料です。

開催場所: Instytut im. Jerzego Grotowskiego, Centrum Sztuk Performatywnych Piekarnia, ul. Ks. Witolda

詳細: <https://grotowski-institute.pl/kosmos-2/>

【予定】水曜映画上映会「パパのお弁当は世界一」【3月1日(水)17:30～】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、水曜映画上映会「パパのお弁当は世界一」が開催されます(日本語音声、ポーランド語字幕)。入場は無料です。座席数に限りがありますので、参加ご希望の方はEメールにて参加登録をお願いいたします。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

参加登録Eメールアドレス: info-cul@wr.mofa.go.jp

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)